

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-509529(P2001-509529A)

【公表日】平成13年7月24日(2001.7.24)

【出願番号】特願2000-502110(P2000-502110)

【国際特許分類】

C 08 L	19/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
C 08 K	5/17	(2006.01)
C 08 K	5/31	(2006.01)
C 08 L	21/00	(2006.01)
C 08 K	5/54	(2006.01)
B 29 C	35/02	(2006.01)

【F I】

C 08 L	19/00	
B 60 C	1/00	A
C 08 K	5/17	
C 08 K	5/31	
C 08 L	21/00	
C 08 K	5/54	
B 29 C	35/02	

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月27日(2005.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 硫黄により加硫化可能なゴム組成物であって、以下のa)~d)成分：

a) ジエンポリマー、オレフィン／モノマー性ジエンコポリマー及びハロゲン化イソオレフィン／パラアルキルスチレンコポリマーからなる群から選択された少なくとも1種のポリマー；

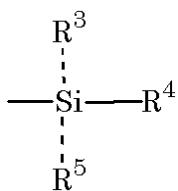
b) フィラーとしてのシリカ；

c) 次の一般式(I)を有する、シリカ及びポリマー間の結合を促進する、少なくとも1種の剤：

$Z^1 - R^1 - S_n - R^2 - Z^2 \quad (I)$

式中、nは2~8の整数であり、R¹及びR²は、同一であっても異なっていてもよく、それぞれ、全炭素原子数1~18の置換又は未置換アルキレン基及び全炭素原子数6~12の置換又は未置換アリーレン基から選択されたものであり、

Z¹及びZ²は、同一であっても異なっていてもよく、それぞれ、以下の基を表し：



ここで、 R^3 、 R^4 及び R^5 は、同一であっても異なっていてもよく、それぞれ、炭素原子数1～4のアルキル基、フェニル基、炭素原子数1～8のアルコキシ基及び炭素原子数5～8のシクロアルコキシ基から選択されたものであり、但し、 R^3 、 R^4 及び R^5 の少なくとも1つは、アルコキシ又はシクロアルコキシであり；

d) アルキル、アリール又はアラルキル基から選択された、同一であっても異なっていてもよい、少なくとも2つの基により置換された、少なくとも1種のグアニジン；

を含み、以下の特徴(i)及び(ii)の少なくとも一方を満足させることを特徴とする該組成物：

(i) 鎖の末端に結合した、脂肪族又は脂環式アミンの末端アミノ基少なくとも1つを有するジエンポリマー少なくとも1つを含み、該ポリマーには、アルコキシシラン及びシラノール基は含まれない；

(ii) 少なくとも1種の遊離脂肪族又は脂環式アミンを含む。

【請求項2】 フィラーの全てがシリカからなるか、又はフィラーが少なくとも40質量%、好ましくは少なくとも50質量%のシリカを含む請求項1記載の組成物。

【請求項3】 グアニジン又はグアニジン混合物の含量が、シリカすなわちシリカ総量に基づいて0.5～4質量%、好ましくは1～3質量%である請求項1又は2記載の組成物。

【請求項4】 遊離脂肪族又は脂環式アミン、又は遊離脂肪族又は脂環式アミン混合物の含量が、シリカすなわちシリカ総量に基づいて0.5～4質量%、好ましくは1～3質量%である請求項1ないし3のいずれか1項記載の組成物。

【請求項5】 ポリマーが溶液中において製造され、かつ、脂肪族又は脂環式アミンが重合終了後、溶媒のストリッピング前に該溶液に導入される請求項1ないし4のいずれか1項記載の組成物。

【請求項6】 請求項1ないし5のいずれか1項記載の組成物を少なくとも1種含むタイヤ。